

平成 25 年 第 2 回
別海町議会臨時会会議録

至 平成25年 5月10日

別海町議会

別海町議会会議録

第1号（平成25年5月10日）

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第46号 | 平成25年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第47号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第48号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | | 常任委員会委員の選任 |
| 追加日程第 1 | | 議長の常任委員会委員の辞任について |
| 日程第 9 | | 議会運営委員会委員の選任 |
| 日程第10 | | 議会広報特別委員会委員の選任 |
| 日程第11 | 選挙第 2 号 | 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第12 | 選挙第 3 号 | 中標津町外2町葬斎組合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第13 | 選挙第 4 号 | 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第14 | | 議員派遣の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第46号 | 平成25年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第47号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第48号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 8 | | 常任委員会委員の選任 |
| 日程第 9 | | 議会運営委員会委員の選任 |
| 日程第10 | | 議会広報特別委員会委員の選任 |
| 日程第11 | 選挙第 2 号 | 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第12 | 選挙第 3 号 | 中標津町外2町葬斎組合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第13 | 選挙第 4 号 | 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙について |
| 日程第14 | | 議員派遣の件 |

○出席議員（17名）

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫	4 番	今 西 和 雄
5 番	西 原 浩	6 番	杳 澤 昌 廣
7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子	10 番	山 田 信
12 番	松 原 政 勝	13 番	戸 田 博 義
14 番	戸 田 憲 悦	15 番	中 村 忠 士
16 番	佐 藤 初 雄	副議長 17 番	安 田 輝 男
議長 18 番	渡 邊 政 吉		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	真 籠 毅	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	佐 藤 次 春	産 業 振 興 部 長	有 田 博 喜
建 設 水 道 部 長	小 西 健 夫	教 育 部 長	藤 原 繁 光
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 部 正 好	農 委 事 務 局 長	佐々木 勉
病 院 事 務 長	佐 藤 一 彦	会 計 管 理 者	半 田 雅 代
福 祉 部 次 長	佐 藤 英 敏	福 祉 部 次 長	田 保 圭 乙
産 業 振 興 部 次 長	竹 内 伸 康	産 業 振 興 部 次 長	佐 藤 則 夫
総 務 課 長	佐 藤 告	総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人
財 政 課 長	河 嶋 田 鶴 枝	税 務 課 長	宮 越 正 人
町 民 課 長	三 戸 俊 人	福 祉 課 長	佐 藤 英 敏
特 養 建 設 準 備 室 長	田 保 圭 乙	水 産 み ど り 課 長	佐 藤 則 夫

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	登 藤 和 哉	主 幹	山 田 一 志
---------	---------	-----	---------

○会議録署名議員

7 番	小 林 敏 之	8 番	安 部 政 博
9 番	瀧 川 榮 子		

開会 午前9時58分

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成25年第2回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

7番小林議員、8番安部議員、9番瀧川議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長からあいさつ及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、本年第2回の臨時議会を招集させていただきました。議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用のところでございますが、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

既に5月に入りましたが、ゴールデンウィークは天候不良で、道内各地で降雪を記録し、また低温の日が続くなど、牧草の生育状況も心配されるところであり、早期の天候回復が望まれるところでございます。

さて、臨時会開会にあたり、3点ほど報告をさせていただきます。

まず1点目は、先般、新聞報道がありました「柏の実学園」の件に関し、これまでの経過と町の対応状況等について報告をいたします。

去る4月22日に「障害者虐待防止法第16条」の規定に基づき、書面による通報が別海町と根室振興局にありました。これが最初の通報であります。

通報は、本年2月に障害者支援施設「柏の実学園」に入所している女性の背中を職員が押して倒し、馬乗りになって殴り怪我を負わせた。複数の職員が関係しており、様子を見ていた職員もいた、という内容でありました。同日、町の福祉課と根室振興局社会福祉課職員が「柏の実学園」を訪問し、学園長などからの聞き取りや、日誌等のコピーの提供を

求め事実の確認を行った結果、施設側は、職員による入所女性に対する平手打ちがあったことを認めたため、虐待の事実があったものと判断をいたしました。

また、4月24日には、2件目の別事案の通報が、町と根室振興局に書面でありました。内容は、本年4月上旬に、施設入所している女性の背中にアザがあり、職員から殴打されたか、引きずり回されて出血したものと推察される、というものでした。同日、福祉課職員が「柏の実学園」を訪問し、職員からの聞き取りを行ったほか、本人の背中のアザを確認していますが、この日の調査では虐待の事実は確認されませんでした。

なお、同日、根室振興局職員により、学園長などに対する聞き取り調査も実施されております。この翌日の4月25日に、最初の通報案件に関する内容が釧路新聞に記事として掲載されました。この日は、新聞社・テレビ局など9社からの取材や、中標津警察署による聞き取り調査に対し、町としても対応しております。さらにこの日から、根室振興局による法に基づく監査が実施されています。

新聞報道のあった最初の通報の件につきましては、施設側では、報道内容と若干認識が異なる部分があるものの、4月26日には柏の実会の理事長・学園長から私に事実関係についての報告もあり、同日、町として虐待があったと認められることを、障害者虐待防止法の規定に基づき根室振興局へ正式に報告しています。

2件目の通報に関しましては、町として詳細に調査を行う必要があると判断し、4月30日から5月2日までの3日間、福祉課職員により「柏の実学園」の複数の職員に対する聞き取り、日誌など関係書類や施設内部の状況についての確認調査を実施しています。

これらの調査により、入所女性の日常生活の状態も確認した結果、柏の実学園の職員による関与はうかがわれず、通報にあった虐待行為は確認できなかったことを5月7日に根室振興局に報告しております。ただ、残念なことに今回の一連の調査の中で、昨年度中に一部職員による不適切な支援の仕方が反復的に行われていた事実が確認されました。内容は、立っている入所者の姿勢を低くさせるため、足を広げようとする際に、入所者の両足の間に職員が足を入れ足首を横にずらす、という行為を行った結果、足首内側に複数回アザができていた、というものです。職員もこの行為を認め、施設側も不適切な支援方法であったとの自覚もあることから、同日、5月7日に虐待事案に該当するものとして、根室振興局へその旨を報告しております。

5月8日にも、根室振興局が、町からの報告や、4月25日から5月2日までの監査等の結果を踏まえ、学園長や関係職員から聴取を行なっております。今後、障害者福祉施設を指導・監督する立場にある北海道は、監査の結果などに基づき、関係法令の規定による権限を適切に行使することになると考えられます。

町といたしましても、重大な案件として捉えており、再発防止や職員研修のあり方、職場環境の改善などへの助言や提言のほか、適切な相談対応などにより、側面から支援していくこととしているところであります。

以上、この件に関して、これまでの経過と町の対応状況等についての報告といたします。

2点目は、家畜排せつ物の管理についてでございます。

本年は例年になく雪解けが早く、4月18日には全町的に土壌凍結が抜けたことを確認したため、農協を通じて各農家の方々にお知らせをしたところです。このような状況の中、4月18日に家畜排せつ物が管理施設から流出し、その一部が河川に流入するという事故が起りました。

町といたしましては、昨年来、関係機関へ幾度となく注意を喚起していた中で、このような事故が発生したことは、大変憂慮すべき事で、引き続き関係機関と対策を検討していくこととしております。

3点目は、4月6日から7日にかけて発生した、低気圧による被害状況についてでございます。

この低気圧は、強い雨を降らせ、大量の融雪水を誘発させたことにより、高潮や河川の増水が発生いたしました。

被害の状況は、冠水等による道路被害や施設等の一部損壊で、現在まで判明した公共施設の被害額は、概算で310万円ほどとなっております。補修については、通常の維持管理経費で対応するほか、一部は6月補正での対応も検討しております。

報告については、以上でございます。

次に、本臨時会に提出をさせていただきました、議案の概要についてご説明を申し上げます。

提出させていただいた案件は、議案3件と諮問1件、合わせて4件でございます。

議案第46号は、別海町一般会計補正予算でございます。

沿岸漁業振興対策として、異常繁殖しているヒトデの駆除を中心とした漁場環境の整備を図るなど、効果的な資源保護対策を行なうため、事業費を増額するものでございます。

議案第47号は、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、個人住民税の住宅借入金等、特別税額控除の期間延長や拡充などを行なうため、町税条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第48号は、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらも地方税法の一部を改正する法律の公布に伴うもので、特定世帯に係わる軽減率適用の一部恒久化、及び特定継続世帯に係わる新たな軽減率の適用などを行なうため、町条例の一部を改正するものでございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本町には5名の人権擁護委員の方がおりますが、この内の1人の任期が満了となることから、引き続き人権擁護委員をお願いしたく、推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上4件について、ご審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、議案の概要説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4 議案第46号から日程第7 諮問第1号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第46号から日程第7 諮問第1号までの4件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第４ 議案第４６号

○議長（渡邊政吉君） 日程第４ 議案第４６号平成２５年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第４６号の内容を説明いたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

平成２５年度別海町一般会計補正予算（第１号）。

平成２５年度別海町一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６７５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４８億３，０７５万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次に、２ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正の歳入で、１８款繰入金、１項で１，６７５万円の増。歳入合計で１，６７５万円を追加し、歳入予算の総額を１４８億３，０７５万円とするものです。

次に歳出で、６款農林水産業費、４項で１，６７５万円の増。歳出合計で１，６７５万円を追加し、歳出予算の総額を１４８億３，０７５万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細の内容について御説明いたしますが、１の総括は省略し、２の歳入から御説明させていただきます。５ページをお開きください。

２、歳入です。目の欄で御説明いたします。

款１８繰入金、１項１目財政調整基金繰入金、１，６７５万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。この繰り入れにより、財政調整基金の予算上の残額は１９億９，４９５万７，０００円となります。

３、歳出です。

款６農林水産業費、４項２目水産業振興費、１，６７５万円の増は、沿岸漁業振興対策事業の追加で、４月の低気圧被害による緊急的なヒトデ駆除事業に対し、野付漁業協同組合へ５１４万円、別海漁業協同組合へ６４１万円、及びホッキ漁場機能回復を図るため、漁場耕運事業に対し、野付漁業協同組合へ５２０万円、合計で１，６７５万円、町が補助をするものです。

別冊の予算資料補正第１号についての説明は、省略させていただきます。

以上で、議案第４６号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第４６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第４７号

○議長（渡邊政吉君） 日程第５ 議案第４７号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） 上程になりました、議案第４７号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この改正は、いわゆる３党合意により、昨年の８月に成立をいたしました社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律等の法律及び、同、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本年３月３０日に公布をされております国の平成２５年度税制改正によります「地方税法の一部を改正する法律」法律第３号に基づく改正となります。

内容におきましては、消費税率の引き上げを見据えた個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長と拡充、並びに東日本大震災に係る更正の請求など復興支援税制の拡大、また、今般の金利水準を踏まえた延滞金等の見直しを行うなど、納税環境を整備するほか、税負担軽減等の整理合理化措置が講じられておりまして、それぞれ関連する項目について、町税条例の条文・条項等の整理を行うものでございます。

議案書では２ページから７ページまででございますが、議案の朗読は省略させていただき、お手元に配付をしております議案資料により御説明を申し上げますので御了承いただきたいと思っております。

まず、資料の１ページから１２ページまででございます。本改正案の新旧対照表でございます。右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております、今回は１３の見出し項目が対象となっております。

なお、各項目の内容につきましては、本資料の１３ページと１４ページにございます、別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により主な改正要旨について御説明を申し上げ、その他改正条項の内容につきましては、税額に影響のない他法の改正等による条項の移動・整理となりますので、詳細な説明は割愛をさせていただきたく、特段の御配慮を賜りたいと存じます。

それでは、議案資料の１３ページをお開きください。

今回の条例改正での主な改正要旨は、９点でございます。左から順に、番号・改正項目・改正条項・改正内容、それと適用年度・参考法令の区分となっております。

まず、１番目でございますが、固定資産税の納税義務者等についてであります。第５５条第５項中、「独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置」を廃止するもので、平成２５年度からの適用となります。

つづいて、２番目は、特別土地保有税の納税義務者等についてであります。第１３２条第４項中、「独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業により取得する不動産に係る

特別土地保有税の非課税措置」を廃止するもので、平成25年度からの適用となります。

この1番目と2番目の改正項目につきましては、独立行政法人森林総合研究所が、平成20年度に解散をいたしました、旧緑資源公団から引継いだ業務が終了したことに伴い、事業自体が消滅したことから、その特例措置を廃止して条例の整備をするものです。なお、現在の本町には、該当事業がございません。

つづいて3番目は、延滞金の割合等の特例でございます。

改正条項が、附則第3条の2第1項と、第2項に分かれておりますが、第1項に規定するのが、町税に係る延滞金の適用利率の改正でございます。

延滞金の算定基準となる特例基準割合が、日本銀行が定める基準割引率に年4%を加算した割合から、国内銀行の貸出約定平均金利の平均に、年1%を加算した割合に変更となるものでございます。現在14.6%の利率が9.3%に、また、納期限後1ヶ月以内の場合は4.3%が3.0%と、それぞれ引き下げになるものでございます。

また、次の第2項は還付加算金について引き下げるもので、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合とするものでございます。

なお、参考といたしまして平成25年4月現在では4.3%の還付加算金の利率が2.0%となるものでございます。これらは国税の見直しにあわせて、本項それぞれの適用は、平成26年1月1日からとなります。

4番目は、納期限の延長に係る延滞金の特例についてでございます。

附則第4条に規定する徴収猶予等の適用を受けた場合の延滞金算定の特例の改正で、猶予等期間に対応する延滞金額のうち、特例基準割合を超える部分の金額を免除するものでございます。平成26年1月1日から適用となります。

5番目、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除についてでございます。

附則第7条の3の2の改正であります。御承知の通り、住宅投資は内需拡大に大きくつながるものであり、地域経済への波及効果も大きいことから、平成26年4月からの消費税率引き上げ前後における駆け込み需要と、その反動による影響を踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、かつ緩和する観点から、住宅借入金等特別税額控除拡充の税制措置を講ずるものとなっております。

具体的には、平成26年から平成29年までの入居者について、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等を限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

表をごらん願います。現行の控除は、「所得税の課税総所得金額等の5%」最高9万7,500円を限度として、平成25年12月31日までの期限となっておりますが、この期間を平成29年末まで4年間延長し、さらにその期間の内、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに住宅を取得した場合、「所得税の課税総所得金額等の7%」、最高限度額を3万9,000円増の、13万6,500円に拡大をするものでございます。本項は、平成27年度分の個人町民税から適用となります。

なお、この措置によります各自治体の減収額は、全額国費、地方特例交付金で補てんされるものとなっております。

参考といたしまして、昨年度の住宅借入金等特別控除者は、本町では121名で、町民税分の控除額は、349万6,000円となっております。

次は、14ページとなります。

6番目は、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございます。

附則第7条の4の改正でございまして、復興特別所得税の創設に伴う寄附金税額控除に

おける特例控除額の見直しをするものでございます。

復興特別所得税の導入後に所得税で、ふるさと寄付金控除の適用を受けた場合、寄付金額の2,000円、これは適用下限額でございますが、これを超えた全額を控除できるように個人住民税での調整をするものでございます。なお本項は、平成26年度から平成50年度までを適用期間とするものでございます。

参考といたしまして、地方税法第37条の2、第1項第1号から第3号の寄付、いわゆる都道府県、市町村、日本赤十字、中央募金会等に寄付をされました本町民の皆様の寄付は、平成23年度の実績を基にした、平成24年度の寄付金控除の町税実績では、人数で239人、寄付金額で851万4,000円ほどで、控除額は192万円ほどとなっており、東日本大震災の被災地への寄付金・義援金として激増いたしました。当管内では、根室市に次いで寄付件数となっております。

7番目及び8番目は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例でございます。

附則第21条の2第1項に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡について、相続人が譲渡した場合でも租税特別措置法による各種の適用を受けられる規定を追加するもので、第2項として、その居住用財産を相続人が譲渡した場合の当該財産の取得日は、被相続人が取得した日とみなす規定を追加するものでございます。それぞれ平成25年1月1日以降の譲渡分から適用となります。

9番目、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございます。

東日本大震災により滅失し、居住できなくなった住宅を再取得または増改築をした場合の、住宅借入金等特別税額控除の特例措置を追加するものでございまして、税額控除額は、所得税の課税総所得金額等の4.2%で算定した額、最高8万1,900円を限度とするものでございます。平成26年4月1日以降の居住分から対象となります。

なお、現在、被災各県から本町へ避難等で居住している方はおりません。また、相続人となられる方も確認は取れておりませんが、根室市と中標津町には、避難をされている方、そして財産の相続人となられた方も居住しているとのことでございます。

次に、その他改正条項の内容につきましては、冒頭をお願いをいたしましたとおり、税額に影響のない他法の改正等による条項の移動・整理等でございますので、その説明を省略させていただき、以上で、議案第47号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由の説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第48号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（宮越正人君） それでは続きまして、議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、町税条例の改正同様、社会保障と税の一体改革に伴う、納税環境の整備と税負担の軽減措置が講じられたもので、本年3月30日に公布をされております「地方税法の一部を改正する法律」法律第3号によるものでございます。

改正の主な内容は、平成20年度に施行されました後期高齢者医療制度に伴い、年齢等によって後期高齢者医療の被保険者と国民健康保険の被保険者に分かれる世帯、いわゆる特定世帯になった場合、5年間に限ってその世帯に属する国民健康保険の保険税を従前の額と同程度となるよう軽減措置等を講じておりましたが、国税及び地方税法において期間の延長等の見直しが行われましたことから、同様の条例改正を行うものでございます。

議案書では8ページから10ページまででございますが、これも町税条例同様、議案の朗読は省略をさせていただき、配付をしております議案資料により御説明を申し上げますので御了承願います。

それでは、議案資料の15ページをお開きください。

この15ページから24ページまでは、新旧対照表となっております。主な改正内容は3項目となっておりますが、まず、25ページの条例制定説明資料をごらんいただきたいと存じます。

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定説明資料でございます。

この資料も左から順に、番号・改正項目・改正条項・改正内容、それと適用年度・参考法令の区分となっております。

まず1番目は、特定同一世帯所属者の定義の修正でございまして、第5条の2において、5年間の時限措置となっておりました特定同一世帯所属者の定義を、恒久化するものでございます。

また、第7条の3では、一世帯ごとにかかる世帯別平等割を特定世帯について、5年間は2分の1とする措置がとられておりましたが、その措置に加えて、6年目から8年目までの3年間に係る世帯を特定継続世帯と定義をいたしまして、世帯別平等割を3年の間、4分の3とする措置を新たに設けるものでございます。

ここで15ページと16ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。16ページ左の欄となりますが、改正後の中段に第5条の2で基礎分となります以外の世帯平等割額3万円となっております。それに対して（2）の特定世帯では、その2分の1の1万5,000円となっており、今回創設の（3）特定継続世帯では、4分の1が軽減され2万2,500円となります。

また、同じく16ページ左の欄の下段になります第7条の3後期高齢者支援分の課税額でございますが、世帯平等割額9,000円に対して、特定世帯では、その2分の1の

4, 500円となっており、今回創設の特定継続世帯では、4分の1が軽減され6, 750円となるものでございます。

大変申し訳ございませんが、再度、25ページをお開きください。

番号の2でございます。

国民健康保険税の減額に関する条文でございまして、第21条の世帯別平等割の減額規定に、特定継続世帯の軽減額をそれぞれの条件ごとに設定するものでございます。

第1号が7割軽減に関する規定、第2号が5割軽減に関する規定、第3号が2割軽減に関する規定となっておりまして、イが基礎分の世帯別平等割額、エが後期高齢者支援金分の世帯別平等割額に分かれておりますため、それぞれに軽減額を追加するものでございます。なお、御承知のところとは存じますが、新旧対照表の17ページから21ページまでに、第1号から第3号までの該当要件とこの資料と同様の軽減額が明記されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。この1番と2番の改正につきましては、平成25年4月1日からの適用となります。

次に番号の3でございます。

附則第16項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する改正でございます。

本項は、今回改正されました地方税法の条文の追加及び移動に伴う引用条項の整理を行うものでございます。なお、この改正につきましては、平成26年1月1日から施行し、平成26年度分以降の保険税について適用するものです。

また、26ページのその他の改正条項につきましては、附則第16項と同様に、第6項と第9項の引用条項の整理でございますので、その説明を割愛させていただき、以上で、議案第48号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての提案理由の説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の本町の人権擁護委員につきましては、別海の保田千恵子さんと菅原日出男さん、西春別の岡部雪子さん、中春別の藤原優子さん、そして尾岱沼の池田實さんの 5 名でございます。その内の一人であります池田實さんが、平成 25 年 6 月 30 日で 3 年間の任期が満了となりますが、池田さんに引き続き人権擁護委員をお願いをいたしたく、推薦について議会の意見を求めるものでございます。

なお、新たな任期につきましては、平成 25 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

ここで池田さんの主な経歴について若干、申し上げたいと思います。

池田さんは昭和 42 年に小樽水産高校漁業課を卒業され、また、昭和 44 年 3 月には小樽水産高校漁業専攻課を卒業されております。卒業後、網走市の民間会社に入社をし、昭和 44 年 4 月から平成元年 4 月まで、遠洋漁業の船長兼船頭として乗船活動をされまして、平成元年 5 月に尾岱沼に戻られまして、家業を継ぎ漁業を営み今日に至っております。

池田實さんの公職についてであります。平成 15 年 6 月から平成 21 年 2 月まで別海町教育委員を務められたほか、野付小学校 P T A 会長、千島歯舞諸島居住者連盟別海支部幹事など多くの役職に就き御活躍をされております。また、現在も野付漁業協同組合理事、別海町森林組合幹事として多方面にわたって活躍をいただいている方でもございます。地域の皆さんの人望も厚く、人格識見共に優れた方でございます。引き続き人権擁護委員として推薦をいたしたいと思いますので、ぜひ議員各位の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 諮問第 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、諮問のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は諮問のとおり決定されました。

◎日程第 8 常任委員会委員の選任

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 8 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

常任委員会の構成については、先例に従い町内を 3 地区に分け、別海東部地区、別海中

央地区、別海西部地区とし、また、議会運営委員会の協議結果に基づき、別海東部地区から2名、別海中央地区から3名、別海西部地区から2名の選考委員を選出し、これに副議長が加わった選考委員会を設置し、選考することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、町内3地区からの委員7名と、副議長による選考委員会を設置し、選考することに決定いたしました。

なお、各地区からの選考委員7名については、先に開催した全員協議会で決定しておりますので、報告いたします。

まず別海東部地区14番戸田憲悦議員、5番西原議員、次に別海中央地区8番安部議員、6番杵澤議員、3番森本議員、別海西部地区16番佐藤議員、15番中村議員、以上のとおりであります。

直ちに、選考委員会をお開きください。委員会室1を御使用ください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10時43分 休憩

午前 11時40分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員の選任については、選考委員会の選考結果により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時41分 休憩

午前 11時42分 再開

○副議長（安田輝男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

しばらくの間、渡邊議長にかわって議長の職務を行います。

ただいま、渡邊議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

議長の常任委員の辞任について日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（安田輝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第 117 条の規定により、渡邊議長が除斥になりますので、退席されました。

◎追加日程第 1 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（安田輝男君） 追加日程第 1 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1 個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものであります。

ここで、お諮りします。

議長の常任委員の辞任について許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（安田輝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。総務文教常任委員会は委員会室 1、福祉医療常任委員会は委員会室 2、産業建設常任委員会は委員会室 3 を御使用ください。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

まず、総務文教常任委員会、委員長に松原政勝委員、副委員長に沓澤昌廣委員。

次に、福祉医療常任委員会、委員長に小林敏之委員、副委員長に山田信委員。

次に、産業建設常任委員会、委員長に安部政博委員、副委員長に瀧川榮子委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 9 議会運営委員会委員の選任

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 9 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員の指名を行います。

7 番小林敏之議員、8 番安部政博議員、12 番松原政勝議員、13 番戸田博義議員、17 番安田輝男議員、以上5名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。委員会室1を御利用ください。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時11分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に戸田博義委員、副委員長に松原政勝委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議会広報特別委員会委員の選任を行います。

議会広報特別委員会については、委員会条例第5条の規定により、平成23年第3回臨時会で設置され、6名の委員が選出されておりますが、このたび中村委員、松原委員、西原委員、今西委員、森本委員、木嶋委員から、辞任したい旨の申し出が閉会中にありましたので、委員会条例第12条の2の規定により、議長において許可しております。

ついては、委員会条例第7条第3項の規定により、特別委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会広報特別委員会委員の指名を行います。

1 番木嶋悦寛議員、2 番松壽孝雄議員、3 番森本一夫議員、4 番今西和雄議員、5 番西原浩議員、9 番瀧川榮子議員、以上6名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。委員会室1を御利用ください。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時14分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に西原浩委員、副委員長に今西和雄委員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第11 選挙第2号

○議長（渡邊政吉君） 日程第11 選挙第2号根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

消防事務組合議会議員については、現在、別海町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、戸田憲悦議員、松壽議員から辞職したい旨の申し出がありましたので受理しております。

ついては、根室北部消防事務組合規約第6条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部消防事務組合議会議員に、14番戸田憲悦議員、16番佐藤初雄議員を指名いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、14番戸田憲悦議員、16番佐藤初雄議員が

根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部消防事務組合議会議員に当選されました２名の議員に、本席から、会議規則第３３条第２項の規定により告知いたします。

◎日程第１２ 選挙第３号

○議長（渡邊政吉君） 日程第１２ 選挙第３号中標津町外２町葬斎組合議会議員の補欠選挙を行います。

葬斎組合議会議員については、現在、別海町議会から４名の議員が選出されておりますが、このたび、中村忠士議員、森本一夫議員から辞職したい旨の申し出がありましたので受理しております。

ついては、中標津町外２町葬斎組規約第６条第３項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外２町葬斎組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

中標津町外２町葬斎組合議会議員に、４番今西和雄議員、１５番中村忠士議員を指名したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、４番今西和雄議員、１５番中村忠士議員が中標津町外２町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま中標津町外２町葬斎組合議会議員に当選されました２名の議員に、本席から、会議規則第３３条第２項の規定により告知いたします。

◎日程第１３ 選挙第４号

○議長（渡邊政吉君） 日程第１３ 選挙第４号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員については、現在、別海町議会から４名の議員が選出されておりますが、このたび、松原政勝議員、西原浩議員から辞職したい旨の申し出がありましたので受理しております。

ついては、根室北部廃棄物処理広域連合規約第８条第１項、第２項及び第３項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に、7番小林敏之議員、10番山田信議員を指名したいしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、7番小林敏之議員、10番山田信議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました2名の議員に、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第14 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時30分

◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 町長あいさつ。

○町長（水沼 猛君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、本臨時会に提案をいたしました議案3件と諮問1件について、速やかに御審議をいただき、御決定を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

ただいま、新しい常任委員会や議会運営委員会などの構成が決まり、委員長・副委員長の選任も行なわれたところでございます。

私も第6次総合計画の推進に向け、本年度の総合計画見直しなどを初めとして、協働のまちづくりの精神のもと、職員と共に総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

さて、本年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢臼別演習場における分散実施につきましては、6月中旬から7月上旬の間に予定されていることを町広報誌でも既にお知らせしているところです。具体的な内容につきましては、近日中に公表があると思われませんが、情報が入りましたら、広報誌やホームページ、必要に応じて新聞折込などを活用し、情報提供をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

この後、6月の定例会まで、議会を招集する予定は今のところございませんが、定例会の日程につきましては、後日、御連絡をさせていただきます。

天候の回復を望みつつ、夏に向かい何かと多忙な時期になってまいることとは存じますが、日程を調整いただき御参集賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、管理職、議員の皆さん御苦勞様でございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員